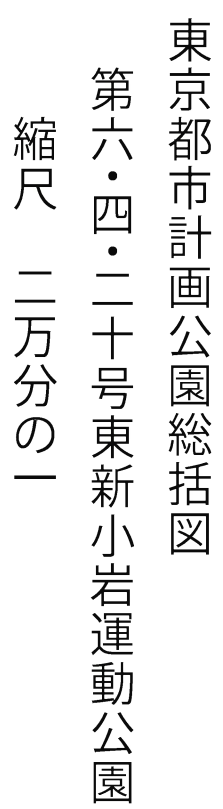
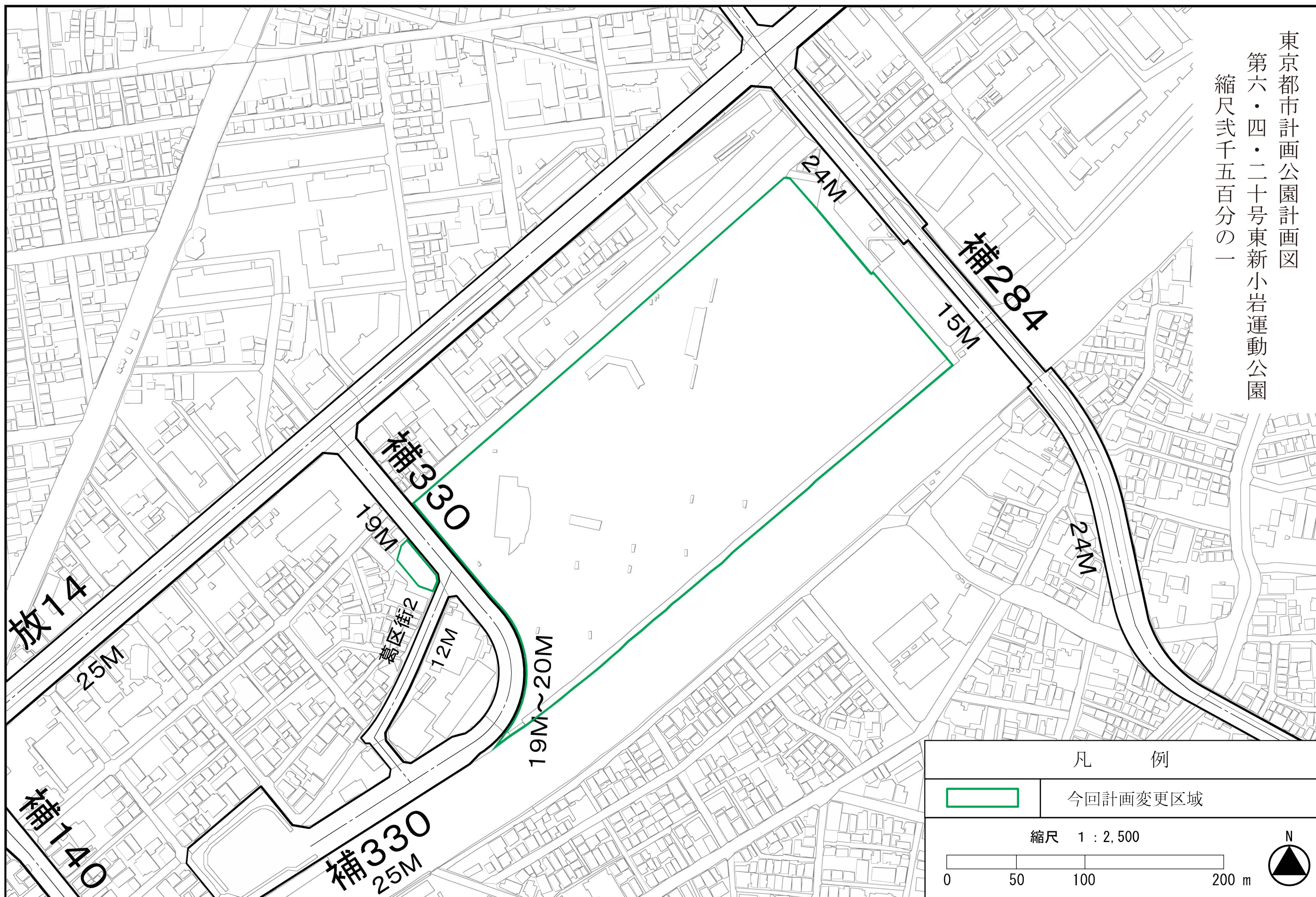


(用途地域等指定図)



用途地域の路線式指定について (道路に沿って一定の範囲で用途地帯を変更するもので)		
種 別	指定範囲	計測するための起点
都市計画道路 第1号1号(水戸街道) 第2号1号(常陸道) 第2号7号線(道7) 補助10号の一節 補助140号の一節(平和街道) 補助141号(奥平街道) 上記2号線以外の都市計画道路	30m (部分的に例外 があります)	都市計画道路が整備済の場合 道路端から (部分的に例外があります) 都市計画道路が未整備の場合 都市計画道路端部から (部分的に例外があります)
都市計画道路でない道路	20m	道路端から

東京都市計画公園計画図
第六・四・二十号東新小岩運動公園
縮尺式千五百分の一



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第170号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) MMT利許第07-122号、令和7年9月8日 この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7都市基街都第187号、令和7年9月10日

東京都市計画公園の変更（葛飾区決定）

東京都市計画公園に第６・４・２０号東新小岩運動公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	第６・４・２０号	東新小岩運動公園	葛飾区東新小岩一丁目地内	約６．８ha	園路・広場・運動施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理由 多様な世代の区民が、日ごろからスポーツに親しむことができる公園とするとともに、地域の活性化や環境にも配慮した交流拠点としていくため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	第６・４・２０号	東新小岩運動公園	葛飾区東新小岩一丁目地内	約６．８ha	追加

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第6・4・20号東新小岩運動公園

2 理 由

葛飾区都市計画マスタープラン（令和5年12月）においては、本公園計画地での将来的なスタジアム建設を見据え、特色ある公園整備を検討していくこととしており、スポーツ振興に向けた環境整備を図るとともに、地域の活性化や防災性の向上に寄与し、環境にも配慮した、多様な世代が集う交流拠点になるよう、検討していくこととしている。

葛飾区緑とオープンスペース基本計画においては、本公園計画地を民間施設等の緑地で将来的にも持続性を有する緑地（社会通念上安定した緑地）として位置付けており、さらに本公園計画地を含む東新小岩一丁目地内を新たな公園の整備を促進する地域としている。さらには、令和7年度末には計画の改定を予定しており、改定後の葛飾区水と緑の基本方針・実施プランにおいては、大規模な民有地の土地利用転換や売却の機会を捉え、一定規模を有する公園の整備や魅力ある緑の確保を進めるエリアとして、本公園計画地を位置付ける見込みである。

また、葛飾区スポーツ推進計画（令和5年3月）においても、一流のプレーを見ることができ環境整備などでスポーツへの興味・関心を高め、更なるスポーツ振興を図っていくため、本公園計画地の整備の方向性を示している。

新小岩地域は、駅周辺の基盤整備やまちづくりが進んでいるが、新小岩駅は現状においても区内で最も利用者数が多い鉄道駅であり、子どもから大人まで多様な世代が住む非常に活気のあるまちとなっている。また、駅周辺でありながら住宅地とも接しており、昼夜共に人口が多い地区であることから、都市における緑の保全や憩い施設、災害への備えが重要となる地域でもある。

本公園計画地は、新小岩駅に近接しており、令和6年3月に土地を取得し、同年9月から区の体育施設（東新小岩運動場）として開所して以降、サッカーや野球、テニス等のスポーツが楽しめるほか、芝生広場をはじめとする自然に囲まれたプロムナードがあり、スポーツをする人だけでなく、それ以外の利用者にとっても憩いの空間になっている。

また、区の体育施設として開所している敷地のほか、南西側に都市計画道路を隔てて敷地があり、公園部分とは離れた場所で安全に乗降できる駐車場・駐輪場として、公園と一体的に活用していくことが求められている。

こうしたことから、区民の誰もがスポーツを気軽に親しむ環境がより充実するほか、緑豊かな自然環境の確保、震災時の避難場所など防災機能の向上、多様な世代が集う交流拠点となる地域活性化の起爆剤にも資するため、本公園計画地約6.8ヘクタールを都市計画公園に追加しようとするものである。